2018年12月定例県議会を終えて

2018年12月14日 日本共産党岩手県議団 斉藤 信 高田 一郎 千田美津子

はじめに

12 月定例県議会は、11 月 28 日から 12 月 13 日までの 16 日間開かれました。斉藤県議が一般質問に立ち、東日本大震災津波からの復興の検証と課題、高すぎる国保の引き下げの課題、高校 3 年生バレー部員の自死事案と暴力行為の根絶の課題、次期総合計画(案)、県立病院の次期経営計画(案)の課題、消費税 10%増税と県民負担増の問題、警察本部にかかる諸問題などについて取り上げました。高田県議が議案に対する質疑を行いました。

各常任委員会での質疑とともに、次期総合計画(案)については特別委員会で知事に対する総括質疑と一般質疑も行われました。

県民から提出された請願では、「日米地位協定の見直しを求める請願」が賛成多数で採択 (自民党、創成いわての一部、無所属1人が反対)、「引きこもり対策の充実を求める請願」 と二つの「私学助成の拡充を求める請願」は全会一致で採択され、国に対する意見書も採択 されました。

1、東日本大震災津波からの復興の取り組みの検証と課題について

1) 全国的に注目されているこれまでの復興の取り組みの検証について、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除継続は被災者の命と暮らしを守るうえで最大の成果ですが、これまでの実績について達増知事は、「県の補助総額は21億円余に対し、医療費免除と介護保険利用料等の免除の総額は約194億円に及び、延べ22万人が対象となった」と答えました。

住宅再建への100万円の独自補助と住宅改修・宅地改修への補助、被災地福祉灯油助成は8年連続実施、いわて学びの希望基金による被災児童等に対する奨学金等の支援は県独自の取り組みです。

- 2) 県が国に先駆けて取り組み、その後、国の制度になったものは、被災者の内陸宿泊施設への短期移動や中小企業の被災資産復旧費補助、漁船や養殖施設の整備、三陸 鉄道の早期復旧、二重債務の買取等の支援、用地取得の迅速化などの事業です。
- 3) 当面の課題としては、災害公営住宅の孤独死が今年 15 人に及び累計では 33 人となっていることから、孤独死を出さない特別の取り組みと支援を求めました。特に、高齢者等の見守りとともに、災害公営住宅のコミュニティの確立へ、入居者名簿の提供について積極的に取り組むよう求めました。達増知事は、「災害公営住宅の自治

会において入居者名簿を整備しておくことは、コミュニティ形成や災害時の避難活動などに有効であると考え、まずは名簿未作成の自治会から必要とする入居者情報を把握することとしており、入居者からは情報提供の同意が得られるよう取り組んでいる」と答えました。生活支援相談員やNPOなどが訪問支援している要支援者名簿についても地域や自治会で共有し見守り支援を強化するよう求めました。

- 4) 生業の再生の課題では、主要魚種の大不漁に直面している漁業と水産加工業に対する具体的な支援の強化を求めました。11 月末現在、魚市場の水揚げ量は震災前の約6割、水揚げ額で約8割にとどまっており、単価は1.5倍となっています。水産加工業は205者のうち震災後22社が廃業、破産申請が4者、会社更生法適用が1社となっています。復興特区の延長による固定資産税の減免の継続とグループ補助等の借金返済の猶予措置などを求めました。
- 5) 商店街の再建では、仮設店舗で営業を再開した 729 者のうち、9 月末現在、本設移 行が 365 者、休廃業が 138 者、現在も仮設で営業が 226 者となっています。知事 は、「仮設施設の解体補助が来年度概算要求に盛り込まれたことから、市町村があら かじめ決めた退去期限までに本設移行ができない事業者であっても、その事情に応 じて、退去期限の延長等、市町村において弾力的な運用が可能となっている」と答 えました。

2、国保の構造的問題を打開し、高すぎる国保税の引き下げを

- 1) 高すぎる国保税の現状は、協会けんぽと比べて盛岡市の国保税額は、4 人世帯で年収400万円(40歳未満、就労1人、子ども2人)の場合、協会けんぽは20万736円に対し、国保税は40万円と2倍になっています。達増知事は、「国保は、構造的に被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高いことに加え、年金生活者や無所得世帯の割合が多く、所得水準が低いことが保険税負担が被用者保険よりも高くなっている原因である」「国の財政責任の下、安定的な財政基盤を確立することが不可欠であると考えており、国に対してさらなる財政措置を求めていく」と答えました。
- 2) 「均等割」「平等割」は人頭税ともいうべきもので、高すぎる国保税の要因ともなっておりその中止を求めました。全国知事会も子どもにかかる均等割り保険料負担の軽減措置の導入を国に求めています。国の 1 兆円規模の財政支援があれば、「均等割」「平等割」の約7割に相当する80数億円の引き上げが可能で、被用者保険に近づくことが見込まれます。
- 3) 高すぎる国保税の値上げを抑える一般会計からの繰り入れは、昨年度、14 市町村、7億5300万円に呼んでいます。しかし、岩手県国保運営方針(17年11月策定)では、財政健全化のためには「決算補てんを目的とした法定外繰り入れは解消に努める必要がある」としていることは問題です。
- 4) 高すぎる国保税の滞納者にペナルティが課せられていることは重大です。短期保険

証が 9 月 1 日現在で 5047 世帯、うち 1446 人には未交付となっていることは重大であり、人権侵害ともいうべき事態です。差し押さえは 3815 件、12 億 4 千万円、滞納世帯に対する比率は 24%に及びます。県と市町村の政治姿勢が根本から問われる問題であり、ペナルティの中止と抜本的な見直しを求めました。また、滞納は生活困難のシグナルであり、滋賀県野洲市の取り組みを紹介し、部局横断で滞納者の生活再建を支援し滞納を解消するよう求めました。知事は、「自立し滞納を解消していただくことが一番なので、岩手もそういう流れの中で後れをとらないようにしていきたい」と答えました。

3、県立高校バレー部員の自殺事案と部活動から暴力行為を根絶する課題について

- 1) 顧問教師の「お前らで負けた」「だから部活辞めろって言ってんだよ」「そんなんだからいつまでも小学生だ」「お前はバカか」「もうバレーすんな」「脳みそ入っていないのか」などの暴言・叱責が、日体協等の宣言で指摘されている、言葉や態度による人格の否定、脅迫・威圧にあたる「暴力行為」ではないかと質しましたが、教育長は、「顧問の発言が共同宣言の内容に抵触する行為であるかどうか等については第三者委員会で調査する予定」と述べ回答しませんでした。一方で知事は、「一般論として、その言葉の発し方や状況等においては、日体協の暴力行為に当たる恐れがあるものであり、課外活動を含めて、教育の現場、あるいはスポーツに取り組むにあたって暴力行為というものは許されないと考える」と答えました。
- 2) 前任校での暴力行為が一審判決で「不法行為」と認定され、県教委も控訴しなかったのに、処分もせず、バレー部顧問にすえ、再び深刻な自殺事案を引き起こした学校と県教委の責任を質しました。 県教委の対応も第三者委員会の調査事項となっています。
- 3) 学校教育と部活動からいっさいの暴力行為を根絶する取り組みの強化と部活動の改善を提起しました。部活動は学習指導要領でも「生徒の自発的自主的な活動」に位置付けられています。しかし県内の実態は、中学校では97.5%が全員加入制となっています。これでは強制された活動となってしまいます。直ちに改善を図るよう求めました。また、勝利至上主義からの脱却を図るよう求めました。

4、次期総合計画の問題点について

1)「幸福」をキーワードにするというなら「格差と貧困」の拡大のもとで、幸福から一番遠ざけられている県民に光を当てることが重要な課題だと提起。貧困と格差の拡大の実態について質しました。知事は、「平成29年度の就業構造基本調査では、年収199万円以下の正規職員が15.8%、パートでは92.6%となっている」と答え、保健福祉部長は、県内8市町村のひとり親家庭の実態調査や子ども生活実態調査等で「ひとり親世帯の特徴として、非正規が多く就労時間も不規則で、子どもと過ごす時間が

制約されている状況にある」と答えました。貧困打開については主要な指標に盛り込まれず、推進方策の中で「子ども食堂」を 13 市町村から 26 市町村に広げる程度にとどまっています。

- 2) 広域行政としての産業振興政策をさらに明確に打ち出すよう求めました。
- 3) 教育の課題では、主要な指標として「学力が全国平均以上の生徒の割合」とされていることについて、学力テストの実施要領で「調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること。学校教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である」と指摘され、国連子どもの権利委員会から3度にわたって「過度に競争的教育制度によって子供の成長がゆがめられている」との勧告から見て、県の指標として学力テスト競争をあおるようなことは絶対あってはならないと指摘し見直しを求めました。次期総合計画特別委員会では、岩教組の調査結果で、小学校の63.2%、中学校で19.8%の学校で学力テストの事前学習が行われている実態を示し、見直しを求めました。知事は、「教育の政策分野では『学びや人づくりによって将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる岩手の実現』ということで、逆行するような教育施策につながるような指標の設定は好ましくないと考える」と重要な答弁を行いました。「授業内容がわかる」という指標こそ活用すべきと提起しました
- 4)「健康・余暇」の政策では、余暇というなら「有給休暇の取得率を上げること」を重 視するよう求めました。

5、県立病院の次期経営計画(最終案)について

- 1) 81 人に引き上げられた医師増員計画の具体的な取り組みを質しました。
- 2) 看護師増員計画は 66 人の増員計画となったものの、看護師の 9 日夜勤の解消、年休取得の改善に結び付かない不十分なものと厳しく指摘し、さらなる増員を求めました。

6、県民の暮らしにかかわる国政の課題―消費税 10%増税について

1) 消費税 8%増税で 1 世帯当たり 25 万の消費支出が減少し、経済が低迷している中で 10%増税は許されないと知事の認識を質しました。知事は、「8%増税で一人当たり年間 5 万 2 千円の負担増となり、10%増税の場合はさらに 2 万 7 千円の負担増となる」「県立病院の転嫁できない消費税負担は累計で総額 605 億円余となっている」と述べ、「消費税率の引き上げは、経済的に弱い立場にある方々や、我が国の経済を支える多数の中小企業に負担を強いることとなる」「本県の場合、東日本大震災津波や台風 10 号災害被災地への影響も大きく、被災者の暮らしの再建や生業の再生の妨げとなることが懸念される」と答えました。

7、岩手競馬の筋肉増強剤検出事件の捜査と県警の不祥事事案について

- 1) 岩手競馬の筋肉増強剤検出事件についての徹底した捜査を求めました。
- 2) 県警本部の特定の加による3年連続の自殺・不審死の問題と岩手医大元教授による 覚せい剤事件の捜査と当時の刑事部長の天下り問題を取り上げました。

8、県立図書館の維持管理業務・運営業務の指定管理者の指定議案に反対

- 1) 県立図書館については、日本図書館協会が「図書館への指定管理者制度の導入はなじまない」(2017年3月) との見解を示し、憲法と教育基本法、図書館法等の法体系に位置付けられる教育機関として、政治的中立性・専門性・安定性・継続性の確保が求められるとしています。全国の都道府県立図書館では指定管理者制度の導入は4府県5施設にとどまっています。指定管理者である株式会社図書館流通センターの実態は、職員配置では47人中正規職員が13人、非正規が34人・72%となっています。図書館の運営方針は官庁以下の県職員が作成することになっていますが、実態は指定管理者への丸投げ状態です。直営への抜本的見直しを求めました。
- 2) アイーナの施設全体の維持管理は、5 社による「結グループ」に指定管理されますが、職員86人中正規職員はわずか17人、非正規が69人で8割を占め、最低賃金ギリギリの職員もいます。岩手県の事業でワーキングプアをつくるべきでないと指摘し、この指定管理についても反対しました。

以上